

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

愛知県立大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 愛知県立大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

愛知県立大学（設置者：愛知県公立大学法人）

長久手キャンパス 愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522 番 3
守山キャンパス 愛知県名古屋市守山区上志段味東谷

2 学部等の構成 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学部】

外国語学部	英米学科、ヨーロッパ学科、中国学科、国際関係学科
日本文化学部	国語国文学科、歴史文化学科
教育福祉学部	教育発達学科、社会福祉学科
看護学部	看護学科
情報科学部	情報科学科

【研究科】

国際文化研究科(博士前期課程)	国際文化専攻、日本文化専攻
国際文化研究科(博士後期課程)	国際文化専攻、日本文化専攻
人間発達学研究科(博士前期課程)	人間発達学専攻
人間発達学研究科(博士後期課程)	人間発達学専攻
看護学研究科(博士前期課程)	看護学専攻
看護学研究科(博士後期課程)	看護学専攻
情報科学研究科(博士前期課程)	情報システム専攻、メディア情報専攻、システム科学専攻
情報科学研究科(博士後期課程)	情報科学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 3,275 名、研究科 221 名

【教職員数】 教員 214 名、職員 103 名

4 大学の理念・目的等

愛知県立大学は 1966 年度に開学、2009 年度に愛知県立看護大学との統合及び学部・学科・研究科の再編を行い、学部は外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部、看護学部、情報科学部の 5 学部、大学院は国際文化研究科、人間発達学研究科、看護学研究科、情報科学研究科の 4 研究科を設置している。

愛知県立大学は、以下の理念のもとに教育・研究を行っている。

1. 「知識基盤社会」といわれる 21 世紀において、知の探求に果敢に挑戦する研究者と知の獲得に情熱を燃やす学生が、相互に啓発し学びあう「知の拠点」を目指す。
2. 「地方分権の時代」において、高まる高等教育の需要に応える公立の大学として、良質の研究とこれに裏付けられた良質の教育を進めるとともに、その成果をもって地域社会・国際社会に貢献する。
3. 自然と人間の共生、科学技術と人間の共生、人間社会における様々な人々や文化の共生を含む「成熟した共生社会」の実現を見据え、これに資する研究と教育、地域連携を進める。

大学の目的は、学則第 1 条に「愛知県における知の拠点として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な人材を育成するとともに、文化の創造と発展並びに福祉の向上に寄与すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、優れた研究者及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、地域社会及び国際社会の文化の発展に寄与すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

愛知県立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

愛知県立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、愛知県立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 新教養教育プログラムとして、2021 年度に 5 学部の学生が在学 4 年間を通じて学部横断的に学べる「県大世界あいち学」を設置し、各学部教員や自治体・企業等の外部講師により、愛知県の実情であるものづくり産業や多文化共生等を学修する科目等を通じて、学生の主体的な学びを促進する取組みを展開している。
- 愛知県に多く在籍する外国籍住民等を言語面から支援するため、国際文化研究科において 2022 年度にコミュニティ通訳学コースを設置し、現場実務に関する知識・事例研究を行う科目や言語ペア別の通訳演習等の実施を通じて、専門知識を有するコミュニティ通訳者やコミュニティ通訳分野のコーディネーター・研究者等、コミュニティ通訳人材の養成を行っている。
- 戦略企画・広報室において、学生広報スタッフとして主体的に情報発信や他大学の広報活動状況の分析に取り組む学生の参画を得ることで、学生の目線を取り入れた大学広報事業を展開している。

【改善を要する点】

- 大学院課程における一部研究科の収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、内部質保証推進委員会と評価委員会等の各委員会間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の充実が望まれる。
- 学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価については、学部及び研究科ごとの状況を全学として組織的に共有・管理することが望まれる。
- 大学院の研究指導については、研究科ごとの状況を全学として組織的に共有・管理することが望まれる。
- 学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理・明確化し、全学としての継続的な点検・検証の充実が望まれる。
- 教育改善の取組みについては、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、アセスメント・プランに基づく組織的な分析・検証・共有等、内部質保証推進委員会を中心とした全学としての取組みの充実が望まれる。
- 学修成果の把握・可視化については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、学修者本位の観点から、卒業時アンケートや学修ポートフォリオ等の各種取組みの運用・改善や IR(Institutional Research)による分析・検証・提案・学生へのフィードバック等、FD 委員会を中心とした全学としての取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、愛知県立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等に加え、5つのセンター(入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター、地域連携センター)及び2つの室(戦略企画・広報室、国際戦略室)を置き、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。ただし、国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の研究指導については、研究科ごとの状況を全学として組織的に共有・管理することが望まれる。

学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化すること、学部及び大学院の成績評価については、学部及び研究科ごとの状況を全学として組織的に共有・管理することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、教育研究上必要な設備を適切に整備している。教育研究を行う校地として、外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部、情報科学部を置く長久手キャンパスと、看護学部を置く守山キャンパスのほか、国際文化研究科や看護学研究科の授業、キャリア支援室相談員による就職相談会やキャリア支援企画、公開講座等を行うサテライトキャンパスを設置している。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、長久手キャンパス及び守山キャンパスそれぞれにおいて、図書館を適切に機能させている。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織を適切に設けている。学生の厚生補導については、厚生補導に係る審議を行う組織として学生生活委員会を置いているほか、健康管理を行う組織として各キャンパスに保健室、長久手キャンパスに学生相談室、守山キャンパスに心の

健康相談室を設置し、学生相談カウンセラーや教員等による相談対応を行う等、適切に対応を行っている。また、学生支援については、学生生活委員会のもとに専門性を有する教員や職員等により組織した相談サポート専門部会を設置し、総合的な相談サポートを行う等、適切に対応を行っている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理・明確化し、全学としての継続的な点検・検証の充実が望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。学長直下の戦略企画・広報室が Web サイトを管理し、各部局等と連携しながら更新を行っているほか、大学の広報活動に参画する学生広報スタッフが、同室と協働して大学の広報活動を行っている。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、大学運営を含む全学の内部質保証の責任を負う組織として、副学長(戦略企画・広報担当)を委員長とする内部質保証推進委員会を置き、主に教育活動に関する内部質保証に責任を負う全学組織として、各学部選出の委員と各センター長等で構成する評価委員会を置いている。そのもとで、各学部・研究科等及び各センター・室等が、それぞれの部局長を責任者として、自己点検・評価活動を行っている。

各学部・研究科等の自己点検・評価の結果は評価委員会へ、各センター・室等の管理・運営組織の自己点検・評価の結果は内部質保証推進委員会へ提出され、各委員会がそれぞれ点検・検証のうえ意見等のフィードバックを行い、各部局・センター等との調整を経て、内部質保証推進委員会が自己点検・評価報告書としてとりまとめている。自己点検・評価の結果から、改善すべき事項については、内部質保証推進委員会の委員長が意見を付して学長に報告し、学長は必要に応じて各部局に改善指示を行っている。学長からの改善指示を受けた各部局は、次年度以降の目標・計画を設定し、改善に取り組んでいる。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、内部質保証推進委員会と評価委員会等の各委員会間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に対し、SD 研修や FD 委員会が企画・立案する FD 研究会を実施する等、適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特に ICT 環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。2021 年度には、研究推進の体制強化のため、学術研究情報センターのもとに研究推進局を設置し、学術研究成果の発信に係る活動や、研究所・研究プロジェクトチームの統括等を行っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、内部質保証の方針に基づき、評価委員会及び内部質保証推進委員会が中心となって取り組んでいる。このうち、評価委員会を主に教育活動に関する内部質保証に責任を負う全学組織として位置づけ、同委員会のもとに置く教学アセスメント部会が、3つのポリシーに基づく具体的な点検・評価指標等を定めたアセスメント・プランに基づき、各部局・センター等の教育活動の自己点検・評価に必要なデータ等を収集・分析のうえ、評価委員会を通じてその結果を各部局・センター等へ提供することで改善を促している。今後は、アセスメント・プランに基づく各組織における分析・検証及び改善の取組みを組織的に共有し、全学として取組みの充実を図ることが期待される。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「教育改善に向けた3ポリシー及び教養教育の理念・目標の点検・評価」

2018年度に受審した大学機関別認証評価でカリキュラム・ポリシーの記載内容に一部不十分な点があるとの指摘を受けたことを踏まえ、教育支援センターの主導により各学部・研究科の3つのポリシーそれぞれについて改めて検証し、2020年度に改訂版を公表した。同時に、3つのポリシーの点検・検証を行う体制を整理し、2021年度からは内部質保証推進委員会を中心とした内部質保証体制のもとで全学の理念、目的、教育の目標の継続的な点検・検証に取り組んでいる。

この内部質保証体制では、各学部・研究科の3つのポリシーについて、各部局が点検・評価を行うにあたり必要なデータ・資料・体制等について改めて確認・検討を行い、継続的に自己点検・評価を行うための課題を整理した。そのうえで、2021年度には学部のディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーを中心に、2022年度には学部のカリキュラム・ポリシーと研究科の3つのポリシーを中心に点検・評価を行い、ディプロマ・ポリシーと各科目の関連を示すカリキュラムマップの作成や文言の見直し、入試制度の変更等の具体的な改善を行った。並行して、全学の3つのポリシーについても検討し、教育目標等との整合性や、高校生にとって分かりやすい表現に留意した見直しを行った。2024年度には、全学のポリシーと各学部・研究科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの整合性についての精査を行っている。

また、教養教育の理念と目標については、2021年度のカリキュラム改編に合わせて新たな理念と目標を策定した。改編後のカリキュラムについては、教養教育FD研究会において、カリキュラム実施状況や課題等を毎年度共有し、授業内容や方法、成績評価等の見直し・改善を行っている。

以上のように、教育改善に向けて3つのポリシー及び教養教育の理念・目標の点検・評価に取り組んでいる。今後は、これらの点検・評価の結果を踏まえ、アセスメント・プランに基づく組織的な分析・検証・共有等、内部質保証推進委員会を中心とした全学としての教育改善の取組みの充実が望まれる。

・No.2「内部質保証体制の構築と継続的 point 検・見直し」

2018年度に受審した大学機関別認証評価で内部質保証の体制や方法の整備についての指摘を受けたことを踏まえ、2019年度に体制の検証を開始し、2021年度から内部質保証推進委員会を設置し、同委員会が内部質保証体制の点検を継続して行う体制としている。2024年度からは、教育活動に関する内部質保証に責任を負う組織を評価委員会、全学レベルの内部質保証に責任を負う組織を内部質保証推進委員会としてそれぞれ役割を明確化し、さらに評価委員会のもとに教育に関する自己点検・評価等において必要となる根拠データの収集、加工、一次分析を行う教学アセスメント部会を設置している。

上記の体制のもと、内部質保証への全学的な理解を深めるため、毎年度の自己点検・評価結果について、各学部長が全学教職員に行う報告会や各センター長等と学長・副学長との意見交換会を継続実施している。また、2023年度からは、自己点検・評価による改善状況を確認するフォローアップシートを導入し、各部局の継続的な改善を促している。今後は、内部質保証を効果的に機能させるための体制の見直しが必要との大

学の課題意識に基づき、委員会等組織の機能や構成等のさらなる検証・改善に取り組むことが期待される。

・No.3「卒業時アンケートと学修ポートフォリオに基づく教育体制の検証と改善の取組【学修成果】」

従来実施していた授業改善アンケート、学生ニーズ聞き取り調査等について、より効果的な学生へのフィードバックや教育体制の改善が必要との問題意識から、2023年度から卒業時アンケートを、2024年度から学修ポートフォリオを導入し、学生の修学状況のデータ等を教育の検証・改善につなげている。

卒業時アンケートは、各学部の卒業年次生を対象に実施している。3つのポリシーに関する設問で構成しており、その結果を各学部のFD委員が分析・検証のうえ翌年度末のFD委員会で報告・共有している。同アンケートの結果から、学生の3つのポリシーの認知度の低さを認識し、一部の学部において、ディプロマ・ポリシーに対する学修成果の自己評価にルーブリックを導入する等の改善につなげている。

また、学修ポートフォリオは、レーダーチャートによるディプロマ・ポリシー達成度のほか、学生の振り返り及び目標設定、またそれに対する教員のコメントを学生が見られる仕組みとして、全学部を導入している。

今後は、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、学修者本位の観点から、卒業時アンケートや学修ポートフォリオ等の各種取組みの運用・改善やIRによる分析・検証・提案・学生へのフィードバック等、FD委員会を中心とした全学としての取組みの充実が望まれる。

・No.4「学生生活・教育支援の充実に向けた取組」

コロナ禍には学生生活・教育支援の対応等の見直しが必要となったことを踏まえ、全部局の責任者が参画する教職協働の会議を設置し、迅速に改善の取組みを進めた。その成果も踏まえ、学生生活面では入試・学生支援センター及び学生支援課、教育環境面では教育支援センター及び学務課を中心に、継続的に教職協働で学生支援に取り組む体制を構築している。

学生生活支援については、隔年実施の学生生活に関するアンケートに加え、2020年からコロナ禍の学生の経済状況への影響等を調査する学生生活実態調査を実施し、その結果を、大学独自の給付金等の経済支援の充実や自宅での授業受講や就職活動が困難な学生の環境整備につなげている。

また、教育環境整備については、FD委員会による学生ニーズ聞き取り調査の結果を踏まえ、授業の教材の電子化や動画のアーカイブ化等を行っている。さらに、授業改善アンケートの結果を踏まえ授業方式を検証し、対面授業を原則としつつ、対面授業に相当する教育効果が認められる場合に限り遠隔授業を可能とする運用を2022年度から開始する等、オンライン授業に対応した教育環境の充実化に取り組んでいる。

そのほか、学生の主体的なキャリア意識形成を目的とした産学連携インターンシップを開発・実施しており、実施後に行う企業と大学との意見交換会で得た意見を、翌年度の事業改善につなげている。

・No.5「科研費申請支援の強化と学内研究費助成制度の見直し【研究環境整備】」

大学の特色を活かした研究の推進や国内外への研究成果の発信のため、学術研究情報センターが中心となり、科研費申請支援の強化や研究推進体制の改革に組織的に取り組んでいる。

科研費申請支援の強化については、学外講師による講習会や、科研費申請支援実績のある企業による申請書添削、個別ウェブ面談等の支援を行っており、2024年度までの科研費採択実績を踏まえ、2025年度以降は申請書添削を3回以上受けることを教員に推奨する等、支援の活用促進に向けた取組みを行っている。

また、研究推進体制の改革については、戦略企画・広報室及び学術研究情報センターを中心に検討を進め、2021年度に、全学的な研究政策の立案・実施等を推進する研究推進局を学術研究情報センターの下に設置したほか、効果的・効率的に特色ある研究を奨励することを目的に、学内研究費助成制度の採択状況等の検証・分析を組織的に行う体制を構築している。同体制のもとで、学内研究費助成制度のあり方を検証する会議体の新設や募集区分や助成枠の新設に活かす等、定期的な制度改善に取り組んでいる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「新教養教育カリキュラム「県大世界あいち学」

2021年度に教養教育センター主導のもとで新教養教育プログラム「県大世界あいち学」を開設し、全学部連携授業及び複数学部連携授業を開講している。同プログラムは、学部4年間を通して、愛知県の特性であるものづくり産業や多文化共生等を軸に学ぶカリキュラムとして、多様な専門分野を持つ大学の強みを生かした5学部連携教育により、学生の主体的な学びを促進している。

同プログラムでは、「教養教育の理念と目標」を明示のうえ、コアとなる科目を配置し、その中核を成す学部間連携科目を8科目新設した。このうち、「多文化社会への招待」と「データサイエンスへの招待」の2科目を入学初年次必修の全学部連携型授業、他の6科目を複数学部連携型授業とし、幅広い視野から課題を認識し、総合的な判断力を修得するカリキュラムを構築している。また、連合愛知による寄付講座として開講する「県大エッセンシャル」では、企業や自治体等からの外部講師による授業をオムニバス形式で実施している。授業の方針や内容は、教養教育FD研究会等での検討を経て決定し、運営は教養教育科目委員会が中心となって行っている。毎年度点検・評価し、授業科目や授業運営等の課題を検証しているほか、連携型授業の授業担当者会議において、授業の到達目標や成績評価方法等を検討している。

・No.2「学部・研究科横断及び他機関との連携による教育研究の推進」

地域にとって有為な人材を育成するとともに、教育研究の成果を地域社会に還元するための取組みとして、文系・理系双方の学部を擁する複合大学のメリットを生かし、学部間、研究科間を横断する取組みや他機関との連携による取組みを実施している。

学部の取組みでは、日本文化学部と看護学部との連携により、2022年度から、災害の問題を中心とした専門科目「災害・文化・くらしの特別研究」を開講している。また、2023年度から、外国籍住民が多い愛知県が抱える多様な社会課題に対する現実的な対応力や総合的な視野を形成することを目的とした「愛知地域共生教育プログラム」を、教育福祉学部が中心となり行っている。さらに、2024年度から、愛知県の教育課題である多文化共生に対応できる教員を育成するため、入学者選抜から教員養成、教員採用までを一体化した形で行う「あいち地域共創教員プログラム」を実施している。

大学院の取組みでは、人間発達学研究所と看護学研究所との協働により、2023年度から、医療・教育福祉現場の課題解決ができる人材の育成を目的としたリカレント教育推進事業「医療・教育福祉現場を変革するエキスパート人材育成研修」を、愛知県教育委員会等と連携して行っている。

・No.3「学生の自主的・主体的な教育研究活動を支援する取組」

大学独自の奨学制度として、2007年度から学生の研究グループが自主企画した研究プロジェクトに資金助成を行う「学生自主企画研究・活動」制度を、2015年度からは学生の国内外の自主的活動を奨励する「はばたけ県大生奨学制度」を設置し、学生の自主的・主体的な教育・研究活動を経済的に支援している。

「学生自主企画研究・活動」制度は、教育支援センターが企画・運営を担い、2020年度には地域の特色を活かした多文化共生枠を新たに設置する等、大学と地域の特色を活かした制度を設計している。2024年度には同事業の中間報告会と県立高校の探究活動発表会との合同開催や、県立高校の希望に応じて報告会のオンデマンド配信を行う等、高大連携の一貫として取り組んでいる。

また、「はばたけ県大生奨学制度」は、学生生活委員会の所掌のもとで実施し、学生の意欲的な取組み姿勢を重視した制度設計としており、2019年度からは給付対象者を学部生に加え大学院生(博士前期課程)に拡大する制度改編を行っている。いずれの制度も、実施終了後は成果報告会を実施し、制度を利用した学生による多様な教育研究活動を他の学生及び教職員に共有する仕組みを構築している。

・No.4「地域課題に応えるコミュニティ通訳学コースの新設」

2007 年度に文部科学省事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定された「医療分野ポルトガル語スペイン語講座」を、事業終了後に大学独自の取組みとして継続し、その実績をもとに、2022 年度に国際文化研究科にコミュニティ通訳学コースを設置した。

コミュニティ通訳学コースでは、現場実務に関する知識・事例研究を行う科目や言語ペア別の通訳演習等の科目のほか、人間発達学研究科や看護学研究科との連携科目、複数教員と大学院生で構成する「合同ゼミ」を設置する等、専門領域を横断した形で多言語での学修機会を提供している。修了後の進路として、新卒学生は民間企業に就職、社会人学生は自治体の外国人支援コーディネーターや他大学の講師等の仕事に従事している。2024 年度には文部科学省「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型）」に採択され、民間企業、自治体、海外大学院等、国内外の機関との連携・協働を進めている。これらの取組みを通して、専門知識を有するコミュニティ通訳者やコミュニティ通訳分野のコーディネーター・研究者等、コミュニティ通訳人材の養成を積極的に行っている。

・No.5「研究推進に向けた組織改革」

2021 年度から、学術研究情報センターのもとに、全学的な研究政策の立案・実施及び広報、研究活動の連携等に関する企画・実施支援、研究所・研究プロジェクトチームの統括等といった研究に関する事項を一元的に推進・管理する組織として、研究推進局を設置している。

研究推進局の設置により、各学部・研究科のもとで活動していた研究所を集約することで、各研究所・プロジェクトチームの活動状況を研究所間及び学内教員に毎月共有する仕組みを構築しているほか、専用 Web サイトや研究活動報告冊子、研究所紹介動画等により研究成果を一元的に発信している。

このほか、研究活動の自己点検・評価や、研究所運営の支援の一環である学内競争資金の見直しを継続的に行っており、2023 年度には、従来まで学内予算で運用していた研究所体制から、6 研究所 1 研究プロジェクトチームのうち、5 研究所 1 プロジェクトチームが外部資金のみで運営する体制へと移行している。

以上のように、研究成果の発信強化と研究活動の活性化に向けた組織改革を継続的に実施している。

なお、本基準の取組みの No.1～4 の取組みのもと、「愛知の特性を活かした教育研究と、地域社会への貢献・共生社会の実現に向けて」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1 の取組みに参画した地域企業からは、学生の地域に対する関心が高まった点は成果と感じる一方で、社会人としての意識が求められる学生に対して必要な指導を行った経験を踏まえ、事前に大学が学生に対して研修を実施する機会を設けることについて提案があった。また、No.4 の取組みに参画した地域医療機関からは、実習参加学生からの報告は、自身の診療を客観的に振り返る機会につながっている、との意見があった。

各取組みの参加学生からは、「県大世界あいち学」の授業受講を通して自身の専門分野以外の学びを得られた一方で、シラバスは学生にとってより分かりやすい内容にできるのではないか、との提案があった。また、コミュニティ通訳学コースの所属学生からは、授業の中で通訳実務者からの声を聞く機会があり、現場によって求められる通訳像が異なること等を学んだ、との意見があった。そのほか、学生広報スタッフとして大学の広報事業に参画する学生からは、より高校生に寄り添った情報発信ができると、大学に対する理解が深まり、入学前後のギャップが少なくできるのではないか、との提案があった。設置自治体からは、地域と連携したプログラムが充実し、学生にとって有益な学修機会として展開できているとの発言があり、取組みのさらなる充実を望む提言があった。

関係者からの意見を踏まえ、取組みの企画・運営に携わった教職員からは、各取組みを通じて学生が専門分野を横断した学びを得られていることや、社会人学生にも広く展開できていること等を効果と捉えているとともに、「県大世界あいち学」のシラバスの改善、学部横断型プログラムの全学展開、コミュニティ通訳学コースの修了生のキャリア形成といった課題を受け止め、各取組みの進展につなげていきたいとの意見があった。

全体を通して、地域社会への貢献・共生社会の実現に向け、地域課題の解決に貢献する人材の育成をはじめ、新教養教育プログラムの充実や学生支援の制度拡充、地域との連携強化を進めていることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回愛知県立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 14 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 18 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表